

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために相当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

Some Notes on the Behavior of *Ittai* WH-Phrases…………… OGURO, Takeshi (1)

ミトレス決議 (IGI³21)
—125年の学説史—…………… 師 尾 晶 子 (13)

日米安保条約の強化と朝日新聞
—社説にみる日本防衛論 (4) —…………… 水 野 均 (67)

資 料

張潮『幽夢影』解説…………… 郭 莉 莉 (89)

抄録…………… (107)